

【第2回戸田市国民健康保険運営協議会議事報告について】

【開催日】令和3年7月12日（月）

※全委員の意見に対する承認を集約した日を以って開催日とする。

【開催方法】書面開催

【出席委員】15名（回答書により返信）

【公開方法】戸田市ホームページにて報告内容を議事録として公開

【議事案件】

議事1. 戸田市国民健康保険税の税率改正（案）について

令和3年度第2回国民健康保険運営協議会（書面開催）の審議内容については、下記のとおり報告します。

改正案①～③についての委員意見

○→賛成ご意見 ●→慎重ご意見

案①均等割：令和4年度 9,000円増額 令和5年度 3,800円増額の改正案

【委員の皆様の主なご意見】

- 早期に赤字解消できることから、賛成する。
- 初年度に9,000円の引き上げ、2年間で12,800円の引き上げは低所得者層に厳しいのではないかと。
- 早期に赤字解消するが、令和4年度に急激な負担増となり、被保険者の理解を得られない。
- 生活者目線から、年9000円の税額変更は厳しい。
- 上げ幅が大きいため、理解が得られない。
- 税率変更はより穏やかに実行すべき。
- 令和4年度の負担が大きい。
- 赤字削減・解消計画の達成が可能となるが、令和5年度に比べ令和4年度の負担が大きくアンバランスで、性急な印象を受ける。この案を選択することには違和感を持つ。

【委員意見のまとめ】

案①については、赤字解消は見込まれるものの、単年度で9,000円の引上げという被保険者の負担感を考慮すると、理解が得られないという意見が多数でした。

案②均等割：令和4年度 6,800円増額 令和5年度 6,000円増額の改正案

【委員の皆様の主なご意見】

- 令和4年度、5年度を均等の負担とし、納税者の負担感に考慮している。この案に賛成する。
- 令和4年度及び5年度の負担が平準化され、案①より現実的。
- 公費獲得への影響を考えると、計画どおり、令和5年度までの赤字解消が望ましい。被保険者の負担感を緩和できる案2を支持する。
- 2年間の負担で、応能応益バランスの改善、財政健全化の目標が達成できる。
- 赤字削減に向けて、3つの案の中では一番妥当。
- 税率変更はより穏やかに実行すべき。
- 案①と同様、2年間で12,800円の引き上げは厳しいのではないかと。

【委員意見のまとめ】

案②については、赤字解消が見込まれるとともに、各年度の負担感が均等化されていることから、本案を支持する意見が多くみられましたが、その一方で、2年間の引上げ幅は厳しいのではないかと、より穏やかな税率改正とすべきとの意見がありました。

案③均等割：令和4年度 6,800円増額 令和5年度 3,000円増額の改正案

【委員の皆様の主なご意見】

- 令和5年度の引上げ額3000円から5000円程度に設定すれば、他のプランとの比較しても、負担を抑えつつ目標を達成できるのではないかと。
- 新型コロナウイルスの影響で社会情勢の動向が見通せない現状であることを考えると、低所得者への配慮も図れる、案③が望ましい。ワンクッション置いて再検討できれば、判断材料も増え、より良い見直しとできるのでは。
- 計画未達成となる点では、他案と比べ適正と言えない。しかし、その反面、今後の社会動向を捉えて、見直しできる柔軟性があるという点では、魅力がある。ただし、計画未達成の場合の、公費支援における影響は確認しておくべき。
- 赤字解消が見込めない税率改正には疑問を感じる。今後、税率改正を繰り返し実施する結果となってしまうのではないかと。
- 被保険者にとっては急激な負担増が避けられる点では良いが、今後の医療費の動向や交付金獲得などの、不確定要素をもった判断は避けた方がよい。
- 税率変更はより穏やかに実行すべき。

【委員意見のまとめ】

案③について、赤字解消が見込めていないことへの懸念の声がありました。その一方、新型コロナウイルスの影響を受けて、社会情勢の動向が見通せない現状や、低所得者への配慮などに、柔軟に対応できることを評価する意見もありました。

案③へのご意見中、案③をベースに令和5年度引上げ額を3千円から5千円へ変更のご意見を頂きましたので、案④と案⑤をお示しします。

追加案④ 令和4年度 6,800円 令和5年度 5,000円の税率改正案
案3へのご意見として頂きました、案3をベースに令和5年度の引き上げ額を3000円から5000円へ変更しています。一定の赤字削減効果を上げながら、一方で、今後の新型コロナウイルス感染症等の影響を捉えて、令和6年度以降の税率見直しを柔軟に検討できる案です。詳細資料につきましては、第3回議事でお示しいたします。

追加案⑤令和4年度 5,000円 令和5年度 4,800円の税率改正案
2年間の引上げ額は、第3案と同様、9,800円になります。令和5年度に赤字解消未達成となる可能性があるものの、各年度の引上げ額を同額程度とすることで、被保険者の負担感を緩和しています。詳細資料につきましては、第3回議事でお示しいたします。

案③議事中の、「赤字解消が未達成となる改正では、今後も税率改正を繰り返し実施することになるのでは？」とのご意見に関連して、以下補足説明します。

埼玉県の第2期国保運営方針では、

- ・ 県全体の医療費の支出額等に基づき、各年度の市町村の事業費納付金（国保税を原資として市から県へ納める）の額を決定すること
- ・ 県内市町村は、法定外繰入を解消し、事業費納付金の額に相当する国民健康保険税率を設定することとされています。

戸田市の赤字削減解消計画は令和5年度までの計画ですが、国保制度改革後の国、県の運営方針に基づき、今後は、事業費納付金の確定を受けて国保税率の見直しを検討し、再び赤字額が増額を続けることがないように努めてまいります。ただし、検討の結果として、税率改正は不要となる年度もあり得ます。

その他のご意見・ご質問について

これまでの審議では、任意の保健事業の見直しや収納率向上の取組を進めることとしていた。これらの進捗は？

1. 任意の保健事業である3事業の見直しについて

市では、国保運営協議会でご審議頂いた、下の3事業の見直しを決定しました。見直しの期日は、令和4年4月1日です。

今後、事業の変更点などについて、国保被保険者への周知を進めてまいります。

【 国保運協提案のとおり事業見直しを決定しました 】

(1) 人間ドック検診費用補助事業

- ・ 補助額 2万5千円 → 1万3千円
- ・ 実施機関 市内6機関のみ → 全国の人間ドック実施機関

(2) 脳ドック検診費用補助事業

廃止

(3) 保養施設利用費用助成事業

廃止

2. 収納率向上に向けた取組みの進捗について

口座振替キャンペーンを実施し、国保加入手続きの窓口案内の際、口座振替の促進を図っています。また、ペイペイやLINEペイを導入し、スマートフォン決済アプリによる納付方法の拡充を図り、納税者の利便性を高め、収納率の向上に取り組んでいます。

案③では、赤字解消計画が未達成となる場合が想定される。計画未達成の際の、公費獲得における影響は。

【計画上の各年度の赤字削減額が達成できない場合に減額される公費】

計画上の各年度の赤字削減額が達成できない場合に減額される公費は、現状では、国・県支出金（特別交付金）の市町村努力支援金です。この市町村努力支援金は、国・県の予算額を各市町村が獲得できたポイントにより配分して交付する仕組みです。

各市町村での配分を決定するポイントの採点表は、毎年度、国・県により見直されており、予算額も毎年度同額とは限りません。このため、令和4年度、5年度の獲得ポイントや、交付見込み額を正確にお示しすることは難しい状況です。しかしながら、令和2年度の採点表と戸田市の得点及び交付決定の額等から（採点表及び国県の予算規模に大きな変更がないと仮定しての）概算額をお示しすることができます。このような条件での試算における、未達成の場合の戸田市国保が獲得する公費の損失額は約1,000万円と想定しております。

(令和3年度第1回議事録参照)

【年度の赤字削減が未達成となった場合の減点ポイントの補填策】

市町村努力支援金の採点表には、赤字解消の取組のほか、医療費適正化事業や、保健事業等に関する項目があります。戸田市国保が今後、赤字解消の項目に大きな減点ポイント（令和3年度ではマイナス35ポイント）があった場合でも、その他の項目で加点を積み重ねることにより、全体への影響をより小規模のものとするのが可能です。採点表の全項目のうち、「レセプト点検」や「特定保健指導」について、取組効果の向上を図り、赤字削減未達成による減額ポイントの補填を目指します。併せて、その他の項目についても加点が狙えるよう取組の見直しを進めてまいります。

【第2回運営協議会審議内容のとりまとめ】

○案1 令和4年度 9,000円 令和5年度 3,800円税率改正案

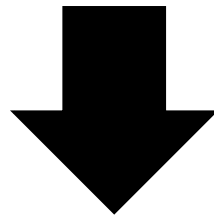
赤字解消は見込まれるものの、単年度で9,000円の引き上げという被保険者の負担感を考慮すると、理解が得られないという意見が多数でした。

従って、案1は、廃案とします。

○案3 令和4年度 6,800円 令和5年度 3,000円税率改正案

赤字解消につながらないことに懸念の声が多くありました。一方で、新型コロナウイルスの影響等で、将来の社会情勢動向が見通せない現状や、低所得者への配慮など、柔軟な対応ができることを評価する意見がありました。

これらの意見を踏まえ、案3を廃案としたうえで、案4、案5を追加提案します。



【第2回までの審議内容の整理】

- ① 税率改正は令和4年度、5年度の二年度で実施し、各年度の引上げ額はいずれかの年度に負担が集中することがないように配慮する。
- ② 単年度の引上げ額は、これまで示された案よりもさらに被保険者の負担へ配慮し、より緩やかな引上げとなるよう設定する。
- ③ 新型コロナウイルスの影響等で不透明となっている社会情勢を踏まえて、今後の柔軟な見直しを可能とする案も含めて、検討を進める。